

## ○雲仙市男女共同参画懇話会設置要綱

平成18年8月3日

告示第118号

## (設置)

第1条 男女が共に社会の様々な分野に参画し、責任を担う男女共同参画社会の実現の推進に資するため、雲仙市男女共同参画懇話会(以下「懇話会」という。)を設置する。

## (任務)

第2条 懇話会は、本市の男女共同参画社会の実現に向けて協議し、意見を取りまとめて市長に提言する。

## (組織)

第3条 懇話会は、委員10人以内をもって組織する。

2 委員は、学識経験者及び市民等のうちから市長が委嘱する。

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

## (委員の公募)

第4条 委員の選任に当たっては、委員の一部を公募することができるものとする。

## (座長及び副座長)

第5条 懇話会に座長及び副座長を置き、委員の互選により定める。

2 座長は、懇話会を代表し、会議の議長となる。

3 副座長は、座長を補佐し、座長に事故があるとき、又は欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第6条 懇話会の会議は、必要に応じて座長が招集する。ただし、座長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させて意見を聴き又は資料の提出を求めることができる。

## (庶務)

第7条 懇話会の庶務は、地域振興部地域づくり推進課において処理する。

## (委任)

第8条 [この告示](#)に定めるもののほか、懇話会の運営に関し必要な事項は、座長が定める。

## 附 則

[この告示](#)は、平成18年8月3日から施行する。

附 則(平成20年3月14日告示第22号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成20年4月1日告示第59号)

この告示は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成28年4月1日告示第46号)

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

附 則(平成30年4月16日告示第41号)

この告示は、公布の日から施行し、この告示による改正後の雲仙市男女共同参画懇話会設置要綱、雲仙市男女共同参画センター設置要綱、市長の資産等報告書等の閲覧に関する取扱い要綱、雲仙市広告事業実施要綱、雲仙市出前講座実施要綱、雲仙市地域づくり補助金交付要綱、雲仙市地域公共交通会議設置要綱、人権擁護委員候補者選定委員会設置要綱、雲仙市地球温暖化対策実行計画推進委員会設置要綱、雲仙市水道事業管理規程及び雲仙市赤潮被害対策本部設置要綱の規定は、平成30年4月1日から適用する。